

防護柵の現状について

1. 防護柵の機能

防護柵は・・・交通安全施設であり、車両の逸脱防止の有力な方策の一つ

主目的は、 進行方向を誤った車両の路外逸脱防止
 車両乗員の傷害、車両の破損の最小化
 逸脱車両による第三者への人的被害、物的被害の防止
 車両の進行方向復元

副次的に、 運転者の視線誘導
 運転者への安心感の提供
 歩行者・自転車の転落や乱横断の抑制 が機能である。

2. 防護柵の種類

防護柵は、 車両を対象とする車両用防護柵
 歩行者等を対象とする歩行者自転車用柵 の二つに区分できる。

車両用防護柵の種類

種類	形式		
たわみ性防護柵	1. ビーム型防護柵 (1) ガードレール  単価：4,500 円/m	(2) ガードパイプ  単価：6,000 円/m	(3) ボックスビーム  単価：10,000 円/m
	2. ケーブル型防護柵 (1) ガードケーブル  単価：4,000 円/m	3. 橋梁用ビーム型防護柵  単価：37,000 円/m	
	剛性防護柵  単価：35,000 円/m	【単価 注】 ・ B種（国道用） ・ 積算物価（2003.3） ・ 材料費のみ（工事費別） ・ ガードケーブルは 500m 長 価格を m あたりに逆算	

車両用防護柵は原則として緩衝性に優れたたわみ性防護柵を選定するものとする。

3. 防護柵の色彩

色彩については、「防護柵の設置基準・同解説」の規定に基づき設置されている。

車両用防護柵の色彩は、視線誘導機能を確保するため白を標準とする。ただし、他の手段により視線誘導が図れる場合は、良好な景観形成に配慮した適切な色彩とすることができる。
歩行者自転車用柵の色彩は、良好な景観形成に配慮した適切な色彩とする。

4. 車両用防護柵の種別

- ・道路区分（高速自動車国道・自動車専用道路、その他の道路）
- ・設計速度
- ・区間区分（一般区間、重大被害発生のおそれのある区間、新幹線等と交差又は近接する区間）により、各用途（路側用、歩車道境界用、分離帯用）において、SS、SA、SB、SC、A、B、Cの7種類の強度段階に種別される。

5. 車両用防護柵の設置区間

下記の箇所は、道路および交通の状況に応じて原則として、車両用防護柵を設置する。

(1)路外への逸脱による乗員の人的被害の防止

盛土、崖、擁壁、橋梁、高架などの区間で路外の危険度が高い区間 【路側】

海、湖、川、沼地、水路などに近接し特に必要と認められる区間 【路側】

橋梁、高架、トンネルなどの進入部等で特に必要と認められる区間 【路側】

(2)路外への逸脱による第三者への人的被害（二次被害）の防止

路外に逸脱し、鉄道、他道路などに進入するおそれのある区間 【路側】

高速自動車国道など対向車線への逸脱した場合の事故を防止する区間【分離帯】

(3)歩道等への逸脱による第三者への人的被害（二次被害）の防止

沿道人家等へ飛び込みによる重大事故のおそれのある区間 【歩者道境界】

歩行者等への危険度が高い区間 【歩者道境界】

(4)その他の理由で必要な区間

事故が多発する道路、または多発するおそれのある道路

道路および交通の状況から必要と認められる区間

気象条件により特に必要と認められる区間

6. 歩行者自転車用柵の種別

歩行者自転車用柵は、下記、二種類に区分される。

- ・転落防止、横断防止を目的としたP種
- ・主として橋梁、高架における転落防止を目的として設計強度を高くしたSP種

7. 歩行者自転車用柵の設置区間

下記の箇所は、道路および交通の状況を踏まえ、必要に応じ歩行者自転車用柵を設置する。

(1)路外や車道への歩行者等の転落を防止する区間 【路側】【歩車道境界】

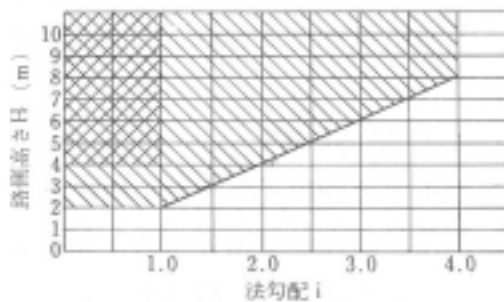
(2)歩行者等が車道をみだりに横断するのを防止する区間 【歩車道境界】



【参 考】

路外への逸脱による乗員の人的被害の防止の考え方

盛土、崖、擁壁、橋梁、高架などの区間において、車両が路外に逸脱した場合、落下もしくは法面上を転落して地面に激突するなど、乗員に大きな被害を及ぼすおそれがある。

路外の危険度の大きさによって、車両用防護柵の設置の考え方が定められている。

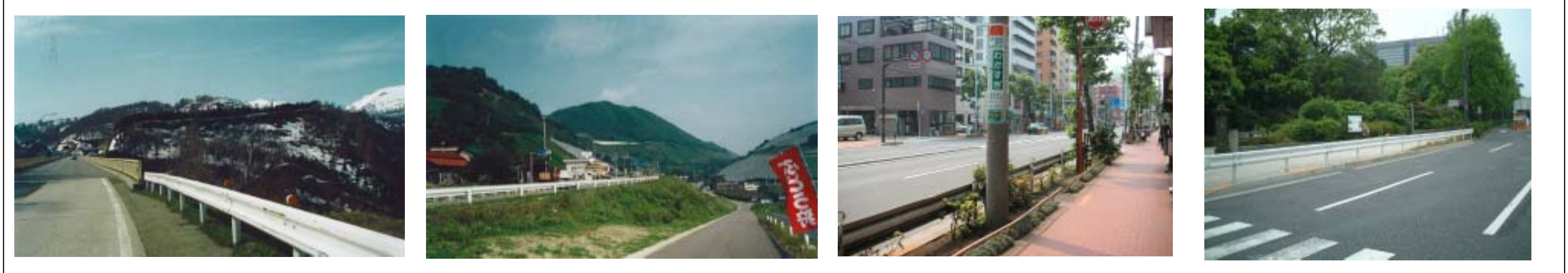


-  路外の危険度が特に高い区間として、車両用防護柵を設置することが必要な区間
-  路外の危険度が高い区間であり、基本的には車両用防護柵の設置を検討するものの、例えば走行速度が低いまたは路側余裕がある程度あるなどの場合は、車両用防護柵を設置しないことができる区間

8 . 防護柵の現状

(1) 防護柵の色彩が白色であることより周辺環境から浮き立ってしまう例

色彩が白色の防護柵は、視線誘導効果は高いが、周辺環境から浮き立った存在になりやすく錆びや汚れが目立つ。



(2) 防護柵がない方が美しい景観が演出できる例

防護柵がない方が、道路と沿道が隔離されず一体的であり伸びやかで美しい景観が演出される。



(3) 防護柵があることにより眺望が阻害される例

防護柵を設置しなくてはならない箇所において、透過性の悪い防護柵があることにより周辺環境への眺望が阻害されてしまう。



(4) 防護柵の設置の必要性が低い例

都市部等において、植樹帯と並行して防護柵（横断防止柵）が設置されており、横断防止の目的としてはあらためて設置する必要性が低い。



(5) 防護柵の機能を果たしていない例

防護柵が不連続に設置されていることから、車両の路外逸脱防止機能が低下しかつ煩雑な印象を与える。

